

(法人税法の一部改正)
第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条—第三条)

第二章 納税義務者(第四条)

第二章の二 連結納税義務者(第四条の二—第四条の五)

第二章の三 法人課税信託(第四条の六—第四条の八)

第三章 課税所得等の範囲等

第一節 課税所得等の範囲(第五条—第十条の二)

第二節 課税所得の範囲の変更等(第十条の三)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十一条—第十二条)

第五章 事業年度等(第十三条—第十五条の二)

第六章 納税地(第十六条—第二十条)

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準(第二十一条)

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二条)

第三款 益金の額の計算

第一目 収益の額(第二十二條の二)

第一目の二 受取配当等(第二十三条—第二十四条)

第二目 資産の評価益(第二十五条)

第三目 受贈益(第二十五条の二)

第四目 還付金等(第二十六条—第二十八条)

第四款 損金の額の計算

第一目 資産の評価及び償却費(第二十九条—第三十二条)

第二目 資産の評価損(第三十三条)

第三目 役員の給与等(第三十四条—第三十六条)

第四目 寄附金(第三十七条)

第五目 租税公課等(第三十八条—第四十一条の二)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第二章の三 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一目 受取配当等(第二十三条—第二十四条)

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 租税公課等(第三十八条—第四十一条)

第六目 圧縮記帳(第四十二条―第五十一条)

第七目 貸倒引当金(第五十二条・第五十三条)

第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等(第五十四条・第五十四条の二)

第七目の三 不正行為等に係る費用等(第五十五条・第五十六条)

第八目 繰越欠損金(第五十七条―第五十九条)

第九目 契約者配当等(第六十条・第六十条の二)

第十目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額(第六十条の三)

第五款 利益の額又は損失の額の計算

第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条)

第一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条の二―第六十一条の四)

第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額(第六十一条の五)

第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等(第六十一条の六・第六十一条の七)

第四目 外貨建取引の換算等(第六十一条の八―第六十一条の十)

第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益(第六十一条の十一・第六十一条の十二)

第六目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益(第六十一条の十三)

第六款 組織再編成に係る所得の金額の計算(第六十二条―第六十二条の九)

第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例(第六十三条・第六十四条)

第八款 リース取引(第六十四条の二)

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算(第六十四条の三)

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算(第六十四条の四)

第六目 同上
第七目 引当金(第五十二条・第五十三条)
第七目の二 同上
第七目の三 同上

第八目 同上
第九目 同上
第十目 同上

第五款 同上
第一目 同上

第一目の二 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第十一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目(第六十五条)

第十一款 同上

第二節 税額の計算

第二節 同上

第一款 税率(第六十六条・第六十七条)

第一款 同上

第二款 税額控除(第六十八条―第七十条の二)

第二款 同上

第三節 申告、納付及び還付等

第三節 同上

第一款 中間申告(第七十一条―第七十三条)

第一款 同上

第二款 確定申告(第七十四条―第七十五条の二)

第二款 確定申告(第七十四条―第七十五条の二)

第三款 電子情報処理組織による申告の特例(第七十五条の三・第七十五条の四)

第三款 同上

第四款 納付(第七十六条・第七十七条)

第四款 同上

第五款 還付(第七十八条―第八十条)

第五款 同上

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一章の二 同上

第一節 課税標準及びその計算

第一節 同上

第一款 課税標準(第八十一条)

第一款 同上

第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算(第八十一条の二)

第二款 同上

第三款 益金の額又は損金の額の計算

第三款 同上

第一目 個別益金額又は個別損金額(第八十一条の三)

第一目 同上

第二目 受取配当等(第八十一条の四)

第二目 同上

第三目 外国税額等(第八十一条の五・第八十一条の五の二)

第三目 同上

第四目 寄附金(第八十一条の六)

第四目 同上

第五目 所得税額等(第八十一条の七―第八十一条の八の二)

第五目 所得税額等(第八十一条の七・第八十一条の八)

第六目 繰越欠損金(第八十一条の九・第八十一条の十)

第六目 同上

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目(第八十一条の十一)

第四款 同上

第二節 税額の計算

第二節 同上

第一款 税率(第八十一条の十二・第八十一条の十三)

第一款 同上

第二款 税額控除(第八十一条の十四―第八十一条の十七)

第二款 同上

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算(第八十一条の十八)

第三款 同上

第三節 申告、納付及び還付等

第三節 同上

第一款 連結中間申告(第八十一条の十九―第八十一条の二十一)

第一款 同上

第二款 連結確定申告(第八十一条の二十二―第八十一条の二十

第二款 連結確定申告(第八十一条の二十二―第八十一条の二十

四)

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例(第八十一条の

二十四の二・第八十一条の二十四の三)

第三款 個別帰属額等の届出(第八十一条の二十五)

第四款 納付(第八十一条の二十六―第八十一条の二十八)

第五款 還付(第八十一条の二十九―第八十一条の三十一)

第六款 更正の請求の特例(第八十二条)

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算(第八十三条―第八十六条)

第二節 税額の計算(第八十七条)

第三節 申告及び納付(第八十八条―第二百二十条)

第三章 青色申告(第二百二十一条―第二百二十八条)

第四章 更正及び決定(第二百二十九条―第三百三十七条)

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得(第三百三十八条―第四百十条)

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準(第四百一条)

第二款 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算(第四百二条―第四百十二条の九)

第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算(第四百十二条の十)

十二条の十)

第二節 税額の計算(第四百十三条―第四百四十四条の二の三)

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告(第四百四十四条の三―第四百四十四条の五)

第二款 確定申告(第四百四十四条の六―第四百四十四条の八)

第三款 納付(第四百四十四条の九―第四百四十四条の十)

第四款 還付(第四百四十四条の十一―第四百四十四条の十三)

第五款 更正の請求の特例(第四百四十五条)

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算(第四百四十五条の二・第四百四十五条の三)

第二節 税額の計算(第四百四十五条の四)

四)

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第二節 税額の計算(第四百四十三條―第四百四十四條の二)

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

同上

同上

同上

第三節 申告及び納付（第四百四十五条の五）

第四章 青色申告（第四百四十六条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第四百四十六条の二）

第六章 更正及び決定（第四百四十七条—第四百四十七条の四）

第四編 雑則（第四百四十八条—第四百五十八条）

第五編 罰則（第四百五十九条—第四百六十三条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の七の七 省略

十二の八 適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人株式（合併法人の株式又は出資をいう。）又は合併親法人株式（合併法人との間に当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式又は出資をいう。）のいずれか一方の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する剰余金の配当等（株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）として交付される金銭その他の資産、合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産及び合併の直前において合併法人が被合併法人の発行済株式等の総数又は総額の三分の二以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該合併法人以外の株主等に交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 省略

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務（当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該合併後に行われ

第三節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第四編 同上

第五編 同上

附則

（定義）

第二条 同上

一 十二の七の七 同上

十二の八 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務（当該合併後に行われる適格合併により当該被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該

る適格合併により当該被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該適格合併に係る合併法人及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人（当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該合併後に行われる適格合併により当該主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該適格合併に係る合併法人及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 省略

十二の九・十二の十 省略

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割にあつては、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

イ 省略

ロ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 省略

(2) 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおよむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割承継法人の業務（当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該分割後に行われる適格合併により当該分割

適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人（当該合併後に行われる適格合併により当該主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 同上

十二の九・十二の十 同上

十二の十一 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) 同上

(2) 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおよむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割承継法人の業務（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれて

事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人（当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ・ニ 省 略

十二の十二・十三 省 略

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国内資産等」という。）の移転を行うもの（当該国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものを除く。）、外国法人が内国法人又は他の外国法人に国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国外資産等」という。）の移転を行うもの（当該他の外国法人に国外資産等の移転を行うものにあつては、当該国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに限る。）及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので当該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しないもの（国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。）並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ 省 略

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 省 略

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その

いる場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ・ニ 同 上

十二の十二・十三 同 上

十二の十四 同 上

イ 同 上
ロ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その

総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務（当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 省略

十二の十五、十二の十五の三 省略

十二の十六 株式交換等 株式交換及びイからハまでに掲げる行為により対象法人（それぞれイからハまでに規定する法人をいう。）がそれぞれイ若しくはロに規定する最大株主等である法人又はハの一の株主等である法人との間にこれらの法人による完全支配関係を有することとなることをいう。

イ、ハ 省略

十二の十七 適格株式交換等 次のいずれかに該当する株式交換等で株式交換等完全子法人の株主等に株式交換等完全親法人の株式又は株式交換完全支配親法人株式（株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主等に対する剰余金の配当として交付される金銭その他の資産、株式交換等に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産、株式交換の直前において株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式（当該株式交換完全子法人が有する自己の株式を除く。）の総数の三分の二以上に相当する数の株式を有する場合における当該株式交換完全親法人以外の株

総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務（当該被現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該被現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 同上

十二の十五、十二の十五の三 同上

十二の十六 株式交換等 株式交換及びイからハまでに掲げる行為により対象法人（それぞれイからハまでに規定する法人をいう。）がそれぞれイ若しくはロに規定する最大株主等である法人又はハの一の株主等である法人との間に完全支配関係を有することとなることをいう。

イ、ハ 同上

十二の十七 適格株式交換等 次のいずれかに該当する株式交換等で株式交換等完全子法人の株主等に株式交換等完全親法人の株式又は株式交換完全支配親法人株式（株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主等に対する剰余金の配当として交付される金銭その他の資産、株式交換等に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産、株式交換の直前において株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式（当該株式交換完全子法人が有する自己の株式を除く。）の総数の三分の二以上に相当する数の株式を有する場合における当該株式交換完全親法人以外の株

主に交付される金銭その他の資産、前号イの取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産、同号イに掲げる行為に係る同号イの一に満たない端数の株式又は同号ロに掲げる行為により生ずる同号ロに規定する法人の一に満たない端数の株式の取得の対価として交付される金銭その他の資産及び同号ハの取得の対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されないものをいう。

イ 省 略

ロ その株式交換等に係る株式交換等完全子法人と株式交換等完全親

法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換等のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換等完全子法人の業務(当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該株式交換等後に行われる適格合併又は当該株式交換等完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資(ロ)において「適格合併等」という。)により当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人(ロにおいて「合併法人等」という。)に移転することが見込まれている場合における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。)に引き続き従事することが見込まれていること。

(2) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該株式交換等完全子法人(当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該株式交換等後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人を含む。)において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 省 略

十二の十八 適格株式移転 次のいずれかに該当する株式移転で株式移

主に交付される金銭その他の資産、前号イの取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産及び同号ハの取得の対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されないものをいう。

イ 同 上

ロ 同 上

(1) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換等完全子法人の業務(当該株式交換等後に行われる適格合併又は当該株式交換等完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資(ロ)において「適格合併等」という。)により当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人(ロにおいて「合併法人等」という。)に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等の業務を含む。)に引き続き従事することが見込まれていること。

(2) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該株式交換等完全子法人(当該株式交換等後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等を含む。)において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 同 上

十二の十八 同 上

転完全子法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に對するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 省 略

ロ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務（当該株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該株式移転後に行われる適格合併又は当該株式移転完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（ロにおいて「適格合併等」という。）により当該株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（ロにおいて「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

(2) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該株式移転完全子法人（当該株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該株式移転後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 省 略

十二の十九 恒久的施設 次に掲げるものをいう。ただし、我が国が締結した所得に對する租税に關する二重課税の回避又は脱税の防止のため、その條約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その條約の適用を受ける外国法人については、その條約において恒久的施設

イ 同上
ロ 同上

(1) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務（当該株式移転後に行われる適格合併又は当該株式移転完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（ロにおいて「適格合併等」という。）により当該株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（ロにおいて「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

(2) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該株式移転完全子法人（当該株式移転後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ 同上

十二の十九 恒久的施設 次に掲げるものをいう。

設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする。

イ 省略

ロ 外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

ハ 省略

十三く十九の二 省略

二十 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるもの（有価証券及び第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品を除く。）をいう。

二十一く四十四 省略

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第七十五条の三（電子情報処理組織による申告）及び別表第二を除く。）の規定を適用する。

（連結納税の承認の申請）

第四条の三 前条に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人は、同条の承認を受けようとする場合には、その承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日（三月前の日）までに、これらの法人の全ての連名で、当該期間の開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一・二 省略

三 その申請を行つている連結予定法人につき次のいずれかに該当する

イ 同上

ロ 外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ 同上

十三く十九の二 同上

二十 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるもの（有価証券及び第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品を除く。）をいう。

二十一く四十四 同上

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第二を除く。）の規定を適用する。

（連結納税の承認の申請）

第四条の三 前条に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人は、同条の承認を受けようとする場合には、その承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日（三月前の日）までに、これらの法人のすべての連名で、当該期間の開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を当該内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 同上

一・二 同上

三 同上

事実があること。

イ・ロ 省略

ハ 第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し等）の規定により前条の承認を取り消され、又は第四条の五第三項の承認を受けた日以後五年以内に前項の申請書を提出したこと。

二 省略

3 第一項の申請につき同項に規定する内国法人に対して承認の処分があつた場合には、同項に規定する他の内国法人（同項に規定する期間の開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第五項において同じ。）の全てにつき、その承認があつたものとみなす。

4 第一項の申請書の提出があつた場合（第六項の規定の適用を受けて当該申請書の提出があつた場合を除く。）において、第一項に規定する期間の開始の日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人の全てにつき、その開始の日においてその承認があつたものとみなす。

5 前二項の場合（第九項に規定する場合を除く。）において、前条の承認は、第一項に規定する内国法人及び他の内国法人の全てにつき、同項に規定する期間の開始の日以後の期間について、その効力を生ずる。

6・7 省略

8 第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した日から二月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人（当該申請に係る連結申請特例年度開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）の全てにつき、当該二月を経過する日（当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が当該連結申請特例年度であり、かつ、当該翌事業年度開始の日が当該二月を経過する日後である場合には、当該開始の日）においてその承認があつたものとみなす。

9 省略

12 第一項の申請につき承認又は却下をする場合の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

イ・ロ 同上

ハ 第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により前条の承認を取り消され、又は第四条の五第三項の承認を受けた日以後五年以内に前項の申請書を提出したこと。

二 同上

3 第一項の申請につき同項に規定する内国法人に対して承認の処分があつた場合には、同項に規定する他の内国法人（同項に規定する期間の開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第五項において同じ。）のすべてにつき、その承認があつたものとみなす。

4 第一項の申請書の提出があつた場合（第六項の規定の適用を受けて当該申請書の提出があつた場合を除く。）において、第一項に規定する期間の開始の日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人のすべてにつき、その開始の日においてその承認があつたものとみなす。

5 前二項の場合（第九項に規定する場合を除く。）において、前条の承認は、第一項に規定する内国法人及び他の内国法人のすべてにつき、同項に規定する期間の開始の日以後の期間について、その効力を生ずる。

6・7 同上

8 第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した日から二月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同項に規定する内国法人及び他の内国法人（当該申請に係る連結申請特例年度開始の時に当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）のすべてにつき、当該二月を経過する日（当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が当該連結申請特例年度であり、かつ、当該翌事業年度開始の日が当該二月を経過する日後である場合には、当該開始の日）においてその承認があつたものとみなす。

9 同上

12 第一項に規定する他の内国法人が同項の申請書を提出した場合の当該他の内国法人の納税地の所轄税務署長への届出その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二條 省略

2・3 省略

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 省略

第一目 収益の額

第二十二條の二 内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて当該資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、同項の規定にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 内国法人が資産の販売等を行った場合（当該資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて第一項に規定する日又は前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合を除く。）において、当該資産の販売等に係る同項に規定する近接する日の属する事業年度の確定申告書に当該資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載があるときは、その額につき当該事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなして、同項の規定を適用する。

4 内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項又は第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算

（各事業年度の所得の金額の計算）

第二十二條 同上

2・3 同上

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 同上

入する金額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

5 前項の引渡しの際における価額又は通常得べき対価の額は、同項の資産の販売等につき次に掲げる事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

一 当該資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れ

二 当該資産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻し

6 前各項及び前条第二項の場合には、無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しその他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含むものとする。

7 前二項に定めるもののほか、資産の販売等に係る収益の額につき修正の経理をした場合の処理その他第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一目の二 受取配当等

（配当等の額とみなす金額）

第二十四条 省 略

2 合併法人が抱合株式（当該合併法人が合併の直前に有していた被合併法人の株式（出資を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は被合併法人が当該合併の直前に有していた他の被合併法人の株式をいう。）に対し当該合併による株式その他の資産の交付をしながらかつ場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人が当該株式その他の資産の交付を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 合併法人又は分割法人が被合併法人の株主等又は当該分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式その他の資産の交付をしながらかつ場合においても、当該合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人の株式の交付が省略されたと認められる合併又は分割型分割として政令で定めるものに該当するときは、政令で定めるところによりこれらの

第一目 受取配当等

（配当等の額とみなす金額）

第二十四条 同 上

2 合併法人が抱合株式（当該合併法人が合併の直前に有していた被合併法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は被合併法人が当該合併の直前に有していた他の被合併法人の株式をいう。）に対し当該合併による株式の割当て又は当該株式以外の資産の交付をしながらかつ場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人が株式割当て（当該合併による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

株主等が当該合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額の計算の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税額等の損金不算入)

第三十八条 省 略

2 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)第九条の四(受益者等が存しない信託等の特例)、第六十六条(人格のない社団又は財団等に対する課税)又は第六十六条の二(特定的一般社団法人等に対する課税)の規定による贈与税及び相統税

二 省 略

3・4 省 略

(分配時調整外国税相当額の損金不算入)

第四十一条の二 内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第六十九条の二第一項(分配時調整外国税相当額の控除)に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)

第五十条 内国法人(清算中のものを除く。以下この条において同じ。)が、各事業年度において、一年以上有していた固定資産(当該内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項及び第七項において「適格組織再編成」という。))により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下この項及び第七項において「被合併法人等」という。))から移転を受けたもので、当該被合併法人等と当該内国法人の有していた期間の合計が一年以上であるものを含む。)で次の各号に掲げるものをそれぞれ他の者が一年以上有していた

3 第一項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額の計算の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税額等の損金不算入)

第三十八条 同 上

2 同 上

一 相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)第九条の四(受益者等が存しない信託等の特例)又は第六十六条(人格のない社団又は財団等に対する課税)の規定による贈与税及び相統税

二 同 上

3・4 同 上

(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)

第五十条 同 上

固定資産（当該他の者が適格組織再編成により被合併法人等から移転を受けたもので、当該被合併法人等と当該他の者の有していた期間の合計が一年以上であるものを含む。）で当該各号に掲げるもの（交換のために取得したと認められるものを除く。）と交換し、その交換により取得した当該各号に掲げる資産（以下この条において「取得資産」という。）をその交換により譲渡した当該各号に掲げる資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合において、その取得資産につき、その交換により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項（定義）に規定する農地（同法第四十三条第一項（農作物栽培高度化施設に関する特例）の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）の上に存する耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）に関する権利を含む。）

二 四 省 略

五 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）

2 5 7 省 略

第七目 貸倒引当金

第五十二条 省 略
2 5 13 省 略

第五十三条 削除

一 土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項（定義）に規定する農地の上に存する耕作に関する権利を含む。）

二 四 同 上

五 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）

2 5 7 同 上

第七目 引当金

第五十二条 同 上
2 5 13 同 上

(返品調整引当金)

第五十三条 内国法人で出版業その他の政令で定める事業（以下この条において「対象事業」という。）を営むもののうち、常時、その販売する当該対象事業に係る棚卸資産の大部分につき、当該販売の際の価額によ

る買戻しに係る特約その他の政令で定める特約を結んでいるものが、当該棚卸資産の当該特約に基づく買戻しによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）終了の時に、当該損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、最近における当該対象事業に係る棚卸資産の当該特約に基づく買戻しの実績を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第四項において「返品調整引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書に返品調整引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4 内国法人が、適格分割又は適格現物出資（以下第六項までにおいて「適格分割等」という。）により分割承継法人又は被現物出資法人に対象事業の全部又は一部を移転する場合において、当該移転をする対象事業について第一項の返品調整引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中返品調整引当金勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中返品調整引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される返品調整引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定は、同項の内国法人が適格分割等の日以後二月以内に期中返品調整引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6 内国法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項及び第八項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める返品調整引当金勘定の金額又は期中返品調整引当金勘定の金額は、当該適格合併等に係る

第六十一条 内国法人が短期売買商品（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その短期売買商品の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品

合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（第八項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一 適格合併 第一項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額

二 適格分割等 第四項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中返品調整引当金勘定の金額

7 第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第六項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた返品調整引当金勘定の金額又は期中返品調整引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格合併等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項の規定は、適用しない。

10 第二項、第三項及び第五項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第六項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）

第六十一条 同上

一 その短期売買商品の譲渡に係る対価の額

の譲渡により通常得べき対価の額

二 省 略

2 省 略

3 内国法人が事業年度終了の時に、当該短期売買商品の時価評価金額が当該短期売買商品のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）又は評価損（当該短期売買商品の期末帳簿価額が当該短期売買商品の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入等）又は第三十三条第一項（資産の評価損の損金不算入等）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 5 6 省 略

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）

第六十一条の二 内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一 その有価証券の譲渡の時に、その有価証券の譲渡により通常得べき対価の額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額に相当する金額を控除した金額）

二 省 略

2 内国法人が、旧株（当該内国法人が有していた株式（出資を含む。以

二 同 上

2 同 上

3 内国法人が事業年度終了の時に、当該短期売買商品の時価評価金額が当該短期売買商品のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）又は評価損（当該短期売買商品の期末帳簿価額が当該短期売買商品の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入）又は第三十三条第一項（資産の評価損の損金不算入）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

4 5 6 同 上

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）

第六十一条の二 同 上

一 その有価証券の譲渡に係る対価の額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額に相当する金額を控除した金額）

二 同 上

2 内国法人が、旧株（当該内国法人が有していた株式（出資を含む。以

下この条において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)を發行した法人の合併(当該法人の株主等に合併法人の株式又は合併法人との間に当該合併法人の發行済株式若しくは出資(自己が有する自己の株式を除く。以下この条において「發行済株式等」という。))の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主等に対する第二条第十二号の八(定義)に規定する剰余金の配当等として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。以下この項及び第六項において「金銭等不交付合併」という。)により当該株式の交付を受けた場合又は旧株を發行した法人の特定無対価合併(当該法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されなかつた合併で、当該法人の株主等に対する合併法人の株式の交付が省略されたと認められる合併として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))により当該旧株を有しないこととなつた場合における前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、これらの旧株の当該金銭等不交付合併又は特定無対価合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

358 省略

9 内国法人が、旧株(当該内国法人が有していた株式をいう。以下この項において同じ。)を發行した法人の行つた株式交換(当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の發行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主に對する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。以下この項及び次項において「金銭等不交付株式交換」という。)により当該株式の交付を受けた場合又は旧株を發行した法人の行つた特定無対価株式交換(当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつた株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))により当該旧株を有しないこととなつた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲

下この条において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)を發行した法人の合併(当該法人の株主等に合併法人の株式又は合併法人との間に当該合併法人の發行済株式若しくは出資(自己が有する自己の株式を除く。以下この条において「發行済株式等」という。))の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主等に対する第二条第十二号の八(定義)に規定する剰余金の配当等として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。以下この項及び第六項において「金銭等不交付合併」という。)により当該株式の交付を受けた場合又は旧株を發行した法人の適格合併(当該法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。))により当該旧株を有しないこととなつた場合における前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、これらの旧株の当該金銭等不交付合併又は適格合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

358 同上

9 内国法人が、旧株(当該内国法人が有していた株式をいう。以下この項において同じ。)を發行した法人の行つた株式交換(当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の發行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主に對する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。以下この項及び次項において「金銭等不交付株式交換」という。)により当該株式の交付を受けた場合又は旧株を發行した法人の行つた適格株式交換等(当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつた株式交換に限る。))により当該旧株を有しないこととなつた場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、これらの旧株の当該金銭等不交付株式交換又は適格株式交換等の直前の帳簿価額に相当する金額とする。